

大口町告示第43号

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「30%」を「50%」に改める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用する。

大口町民間保育所運営費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	補助対象経費 及び補助金額	区分	補助対象経費 及び補助金額
略	略	略	略
事業費補助	委託費のうちの事業費の <u>50%</u> の額。ただし、この割合については、毎年の実事業費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。	事業費補助	委託費のうちの事業費の <u>30%</u> の額。ただし、この割合については、毎年の実事業費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。
管理費補助	委託費のうちの管理費の <u>50%</u> の額。ただし、この割合については、毎年の実管理費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。	管理費補助	委託費のうちの管理費の <u>30%</u> の額。ただし、この割合については、毎年の実管理費支出額を参考に、平成26年度から起算して3年ごとに見直すこととする。
略	略	略	略